

パンデミックにおける政治の言葉

上西 充子

法政大学キャリアデザイン学部教授

はじめに

ドイツのメルケル首相は2020年3月18日にテレビ演説でこう呼びかけた（ドイツ連邦共和国大使館・総領事館 2020）。

「開かれた民主主義のもとでは、政治において下される決定の透明性を確保し、説明を尽くすことが必要です。私たちの取組について、できるだけ説得力ある形でその根拠を説明し、発信し、理解してもらえるようにするのです」「本当に全ての市民の皆さんが、ご自身の課題と捉えてくだされば、この課題は必ずや克服できると私は固く信じています」「事態は深刻です。皆さんも深刻に捉えていただきたい。ドイツ統一、いや、第二次世界大戦以来、我が国における社会全体の結束した行動が、ここまで試された試練はありませんでした」

実際にドイツ政府がどこまで政治決定の透明性を確保し、説明を尽くしたのかは筆者には把握できていない。しかし、このようなメルケル首相の国民に

うえにし みつこ

東京大学大学院経済学研究科第二種博士課程単位取得中退。専門分野は、労働問題・社会政策。日本労働研究機構の研究員を経て、2003年より法政大学キャリアデザイン学部専任教員、2013年より現職。

著書に『呪いの言葉の解きかた』（晶文社、2019年）、『国会をみよう 国会パブリックビューイングの試み』（集英社クリエイティブ、2020年）、『政治と報道』（扶桑社、2021年）など。

対する姿勢を見ると、日本の為政者が新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策において、国民に対し、はっきりと説明しないことによって責任を曖昧にしながら事態を乗り切ろうとしてきたことが対比的に浮かび上がってくる。本稿ではCOVID-19に対する日本政府の対応の問題を、政治家の言葉に注目して見ていきたい。

「まだ質問があります」

安倍晋三首相が国内におけるCOVID-19感染者の確認後に初めて記者会見をおこなったのは全国一斉の臨時休校要請の2日後の2020年2月29日であった。最初の国内感染者が公表されたのは1月16日。2月5日にはダイヤモンド・プリンセス号における集団感染が確認された。2月26日には安倍首相が今後2週間の大規模イベントの自粛を呼びかけ、翌27日には全国の小中高校と特別支援学校について、3月2日から春休みまでの臨時休校を要請することを表明した。

尾中（2021）は、この大規模イベントの自粛要請と全国一斉の休校要請が、いずれも法的根拠がないままおこなわれたことを指摘している。最初の緊急事態宣言の発令はそれから1か月以上先の4月7日であり、宣言発令を可能とするための新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正は3月13日になってからのことだった。

2月27日は木曜日。午後に週明けからの一斉休

校の要請が発表された段階では、学童クラブは朝から対応してくれるのかなど、働く保護者の不安に応える情報発信はなかった。萩生田光一文部科学大臣にさえ事前に伝えられないままの発表だった。感染者が確認されていない地域も多い中で、学校現場にも戸惑いの声は大きかった。

そのような状況にもかかわらず、2月29日の記者会見を安倍首相は19分の冒頭発言と、5社の質問に対するメモに目を落としながらの16分の答弁のみで打ち切った。フリーランスの江川紹子が「まだ質問があります」と会場で声を上げたが、安倍首相はその声に応えなかった。

「責任を取ればいいというものではありません」

4月7日には東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に5月6日までの緊急事態宣言が発令され、人と人との接触機会の「最低7割、極力8割」の削減が目指された。この緊急事態宣言をもとに、対象となった都道府県では飲食店などに休業要請が出されていったのだが、政府は休業によって生じる損失への補償をおこなう考えは示さなかった。

この4月7日に開かれた記者会見では最後にイタリアの記者が、ロックダウンなどの厳しい措置を講じない日本の対応について、失敗したらどう責任を取るかと問うた。それに対する安倍首相の答弁はこうだった。

「例えば最悪の事態になった場合、私たちが責任を取ればいいというものではありません。まず、私たちが取っている対策は他の国と違うではないかということですが、それは他の国々と、例えば、お国と比べても感染者の方の数も死者の数も桁が違う状況であります。様々な対策を取れば、経済に大きなインパクトがあり、そのことによってダメージを受ける方々もいます。その見合いで判断しなければなりません」

「責任を取ればいいというものではない」というこの発言は、さすがに批判された。同時にここでは、

「お国と比べても感染者の方の数も死者の数も桁が違う」という発言にも注目したい。ここには、急激な感染拡大によって多くの方が亡くなっているイタリアの厳しい状況に気持ちを寄せる姿勢が見られない。安倍首相は国会において野党の質疑に対し、民主党政権下との対比でみずからの政権における経済の回復や雇用増を語り、批判をかわすことを繰り返してきた。それと同様の振る舞いが、ここに現れたように思うのだ。

責任を問われて、それを引き受けるのではなく、相手を揶揄することによってその場を切り抜けようとする—そのような姿勢の首相には、COVID-19対応において国民の利害が複雑に対立する中で、それでもなんとか協力して状況を乗り切っていこうと効果的に呼びかけることはできなかった。4月12日にはミュージシャンの星野源の「うちで踊ろう」の音楽に合わせて自宅でくつろぐ様子を動画で公開し、批判を浴びる。また、当初のマスク不足への対応として4月1日に発表された全世帯への2枚の布マスクの配布は、異物混入や黄ばみなどの問題が発覚した上で不織布マスクの流通が回復していた6月になってようやく完了し、使い物にならない「アベノマスク」に無駄な出費がかさんだことが国民のうんざり感を高めた。

4日待機は「誤解」か

COVID-19への感染が疑われる場合の相談・受診をめぐる政府の情報発信も、批判を招いた。厚生労働省は2020年2月17日に新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における検討を受けて相談・受診の目安を公表(厚生労働省 2020a)。そこでは「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方」「強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方」の「いずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください」とされていた¹。

さらにこの専門家会議の全12人を含む21人が参加した「コロナ専門家有志の会」はホームページを作成して独自に情報発信をおこない、4月8日に

は「体調が悪いときにすること」と題して「#うちで治そう」「#4日間はうちで」とハッシュタグ(#)を添えたメッセージを画像で示し、「持病がない64歳以下の方は、風邪の症状や37.5°C以上の発熱でも4日間のご自宅で、回復を待つようにしてください」と呼びかけた²。

しかし、実際には4日たらずに重症化するケースもあり、この「有志の会」の呼びかけは危険な受診抑制につながると批判を浴びた。「有志の会」は4月27日に訂正記事を載せて「4日間はうちで」などの記述を削除した。

「有志の会」の情報発信と政府の目安にこのように齟齬があったことも問題なのだが、さらに問題だったのは加藤勝信厚生労働大臣の「誤解」発言だ。5月8日の目安改訂(厚生労働省2020b)では、「37.5度以上の発熱が4日以上続く」との記載はなくなり、「少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)」として、「息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合」などを列挙した。「すぐに御相談ください」という記述に見られるように、積極的な相談を呼びかける内容に変更されている。

しかし、この目安改訂の公表を前にした5月8日の会見で、加藤大臣は「これが『目安』ということが、相談とかあるいは受診の1つの基準のようになっているのご指摘がありました。我々から見れば誤解であり、これについては幾度となく通知を出させていただきながら、そうではないんだと、相談や受診は弾力的に対応していただきたいと言うことを申し上げてきたわけであります」と発言したのだ。目安改訂後の5月11日の衆議院予算委員会で、枝野幸男・立憲民主党代表は「それが誤解だというなら、誤解を解く努力をしてきたんですか。責任転嫁はやめてください」と語ったが、加藤大臣は「誤解」という言葉を撤回しなかった。

実際には「37.5度以上の発熱が4日以上」の条件を満たさないために受診できない、PCR検査を受けられない、といった事態が起きていた。にもかかわらず、政府の対応に問題はなかったかのよう

に装う——このように非を認めない姿勢も従来から様々な問題について安倍政権では見られてきたものだ。朝日新聞は5月12日の社説で、「『誤解』発言ははしなくも、今回のコロナ対応で、安倍政権が国民ときちんと意思疎通できていないことをあぶりだした」と指摘した。

本来であれば、相談・受診体制を十分に構築できていなかったことを謝罪し、限られた人員で懸命に対処してきた保健所や医療現場の方々に感謝の言葉を述べた上で、改めて国民に相談・受診を呼びかけることもできたはずだ。しかし、加藤大臣は「誤解」という言葉で責任を他者に転嫁しようとした。

「エビデンスは存在しない」

結局、安倍政権はCOVID-19が収束しない中で支持率を落とし続け、安倍首相は体調悪化を理由として8月28日に辞任を表明。9月16日に発足した菅義偉内閣においても、問題に向き合わない政府の姿勢は続いた。

COVID-19の第三波が拡大する中で観光振興策「GO TOトラベル」の見直しを求められた際には、菅首相は「Go Toトラベルが感染拡大の主要な原因であるとのエビデンスは現在のところ存在しない」として継続にこだわった。これは2020年11月25日の衆議院予算委員会における日本共産党・宮本徹議員に対する答弁だ。宮本議員は「査読が終わってエビデンスが出てからこれを見直そうとなったら、手遅れになる」と指摘。指数関数的に感染が拡大するCOVID-19に対処する上で、エビデンスがないからと判断を遅らせることの不適切さは明らかだったが、菅首相は「エビデンス」を持ち出して経済振興にこだわった。

他にもオリンピックの開催をめぐる煮え切らない言説の数々などもあるが、ここでは省略する。本稿では最後に、COVID-19によってもたらされた困窮に対し政治に適切に責任を果たさせるべく、野党議員が「権利としての生活保護」について安倍首相から言質を得た事例を紹介しておきたい。取り上げるのは、2020年6月15日の参議院決算委員

会における日本共産党・田村智子議員の質疑だ。

「生活保護はあなたの権利です」

田村議員はまず、深刻な相談事例が困窮者支援の現場で急増していること、しかし自治体の側には不適切な対応が見られることを指摘した。住まいを失った人に対し、劣悪な無料低額宿泊所に入ることを半ば強制する、ローンを抱えてマンションを持っている人が、売れば生活できるでしょうと追い返される、などの事例だ。加藤厚生労働大臣は柔軟な対応を各自治体に求めている旨を答弁するが、田村議員は、通知があっても多くの自治体で生活保護を申請しようとする人を厄介者扱いする対応が見られることを指摘し、なぜそうなっているのか、「その根っこを問いたい」として、こう語る。

「誰もがセーフティーネットを必要とする状況になり得る、生活保護は国民の権利だという認識を、国も自治体も、これ培ってこなかったんじゃないのか。それどころか、バッシングとも言える生活保護への敵意、侮蔑を一部の政党や一部の政治家があおってきた。それが、今、新型コロナの影響で生活困窮に陥っても保護申請をためらわせる重たい足かせになっていると思えてならないんですよ」「今、政府も私たち政治家も本気になって、生活保護への偏見、誤解、これを払拭することが求められていると思うんですけども、いかがでしょうか」

これに対し、加藤大臣は「最後のセーフティーネットである生活保護」との説明を繰り返す。「最後の」という言葉は、「本当に他に手立てがないのか」という猜疑の目を感じさせる言い方だ。

田村議員はさらに、ドイツでは労働社会大臣が、誰一人として最低生活以下に陥ることがあつてはならないという姿勢を明らかに打ち出し、大臣自身がオンライン動画でフリーランサーやパート労働者、学生などに利用を呼びかけ、初めて利用する者の目線で制度の内容や申請方法を説明し、最後に「あなたの権利です」と結んでいると紹介し、安倍首相に、テレビ中継があるこの国会の場で、「生活保護はあなたの権利です」と呼びかけていただきたい

いと求めた。

それに対する安倍首相の最初の一言は酷いものだった。「先ほど田村委員がおっしゃった、一部の政党が生活保護に対して攻撃的な言辞を弄しているという趣旨のお話をされたんですが、もちろんそれは自民党ではないということは確認しておきたいと思いますが」と言い出したのだ。そのあとに田村議員が手短かに説明したように、民主党政権下で生活保護のバッシングを執拗におこなったのは自民党だった。政権奪還をめざした2012年の衆院選の自民党のマニフェストには、生活保護給付水準の10%引き下げも盛り込まれていた(自由民主党2012)。従って安倍首相のこの答弁は事実と異なる。さらに安倍首相もここで、「最後の、厳しいときの最後のセーフティーネット」と、生活保護について積極的な利用を勧めるとはいえない答弁をおこなった。

それでも田村議員はあきらめない。次には、長野県作成のパンフレットをパネルで示し、そのパンフレットでは生活保護が憲法第25条の生存権の理念に基づくことに触れながら「生活保護は、国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、ためらわずに御相談ください」と記されていることを読み上げた上で、「当たり前前の生活が立ち行かないときには、生活保護はあなたの権利です」「誰にでも認められている権利です、ためらわずに相談し、申請してほしい」という広報を政府がコマーシャルもやって呼びかけるべきだと安倍首相に問いかけた。

これに対し安倍首相はようやく、「当然、これは、田村委員がおっしゃるように、これ文化的な生活を送るという権利があるわけですから、是非ためらわずに申請していただきたいと思ひますし、我々も様々な手段を活用して国民の皆様におこなっていきたいと、こう思っています」と答弁した。

心ならずも言われた答弁であつたとも言えるわけだが、しかし国会で首相からこのような言質が得られることには意味がある。これを受けて同年9月3日までには厚生労働省作成のリーフレットに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ため

らわずに自治体までご相談ください」との文言が追加された(しんぶん赤旗 2020a)。さらに同年12月22日には、厚生労働省のホームページに「生活保護を申請したい方へ」と題したページが新たに設けられ、「生活保護の申請は国民の権利です」「生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」「住むところがない人でも申請できます」「持ち家がある人でも申請できます」「必要な書類が揃ってなくても申請は出来ます」などの文言で自治体の福祉事務所への相談を呼びかけた(しんぶん赤旗 2020b)。2021年8月7日にある若手の有名人がYouTubeのライブ配信において「生活保護の人たちに食わせる金があるんだったら猫を救って欲しいと僕は思う」などと発言して問題になったあとの8月13日には、厚生労働省のツイッターアカウントが【生活保護を申請したい方へ】と題し、「生活保護の申請は国民の権利です。」などと記したツイートを発信して話題となった³。

終わりに

安倍政権は国内初のCOVID-19感染者確認から8か月足らずで退陣し、菅政権も1年あまりしか持たなかった。様々な要因があるものの、為政者が適切な言葉を持たなかったことも大きいだろう。説明を尽くさない、問われたことに答ええない、責任を引き受けない、といった政権の姿勢は安保法制や共謀罪、森友学園・加計学園問題、「桜を見る会」などに見られたものと共通するが、その逃げの姿勢がCOVID-19の感染拡大の中でも示されたことによって、営業の継続ができなくなった者、職を失った者、大幅な収入減に見舞われた者、感染の危険にさらされた者、感染に苦しんだ者、家族を失った者、医療現場で対応に迫られた者などは、みずからの問題が政治によって適切に目配りされていないことを切実に感じ取ったのではないだろうか。

その状況の中で、本稿で見たように「権利としての生活保護」を確立させようとするなど、政治の言葉の回復に野党政治家が努める姿も見られた。ツ

イッター上では「#自粛と保障はセットだろ」「#生活保護は権利です」など、国会の動向に注目しながら世論を形成していこうとする動きも見られた。

2021年10月4日に発足した岸田文雄内閣は「新しい資本主義」を掲げている。「まず自分でやってみる」として「自助、共助、公助」を掲げた菅内閣との違いを出そうというねらいもあるのだろう。岸田首相はその内実をほとんど語っていないが、野党政治家も国民も、その言葉を手がかりに、言質を取りながら内実を与えていくことはできるはずだ。■

《注》

- 1 なお、この目安には高齢者や基礎疾患がある方などに関して、「重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者センターに御相談ください」との記載もある。
- 2 この「有志の会」のサイト (<https://note.stop-covid19.jp/>) の2020年4月8日の情報はその後更新されており、元の情報を見ることはできないが、東京新聞2020年5月4日の記事「〈新型コロナ〉『4日間はうちで』削除 専門家会議の有志HP『受診抑制招いている』批判の声」に元の画像が掲載されている。
- 3 <https://twitter.com/MHLWitter/status/1426027902810804229>

《引用文献》

- 尾中香尚里(2021)『安倍晋三と菅直人 非常事態のリーダーシップ』集英社
- 厚生労働省(2020a)『『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について(事務連絡)』(2020年2月17日)
- 厚生労働省(2020b)『『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』の改訂について(事務連絡)』(2020年5月11日)
- 自由民主党(2012)『J-ファイル2012 自民党総合政策集』
- しんぶん赤旗(2020a)『『生活保護申請は国民の権利』厚労省リーフに追加』(2020年9月4日)
- しんぶん赤旗(2020b)『生活保護は国民の権利です 厚労省よびかけ HPに新設』(2020年12月30日)
- ドイツ連邦共和国大使館・総領事館(2020)『新型コロナウイルス感染症対策に関するメルケル首相のテレビ演説』(2020年3月18日)